

令和 7 年 4 月 1 日施行「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正」

改 正 前	改 正 後
(ボイラー室の出入口) 第 19 条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う<u>労働者</u>が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。	(ボイラー室の出入口) 第 19 条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う<u>者</u>が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。
(ボイラー室の管理等) 第 29 条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を<u>行なわなければならない</u>。 1 ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを<u>禁止し、かつ、その旨</u>を見やすい箇所に<u>掲示</u>すること。 2～5 (略) 6 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に<u>すき間</u>が生じたときは、<u>すみやか</u>に補修すること。	(ボイラー室の管理等) 第 29 条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を<u>行わなければならない</u>。 1 ボイラー室その他のボイラー設置場所<u>に関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨</u>を見やすい箇所に表示すること<u>その他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨</u>を見やすい箇所に<u>表示</u>すること。 2～5 (略) 6 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に<u>隙間</u>が生じたときは、<u>速やか</u>に補修すること。